

第二回 参議院財政及び金融委員會會議録第十三号

昭和二十三年三月二十七日(土曜日)午前
十時五十二分開會

本日會議に付した事件

○昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○證券取引法を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。本日はまず「昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案」この法律案を議題にいたしました。御審議をお願いしたいと思います。まず政府の提案の理由の説明を求めたいと思います。

○政府委員(平田敏一君) 只今議題となりました昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案につきましても、提案の理由を御説明申し上げます。政府は、最近における賃金、物價等經濟諸情勢の推移、課税の實情に照して、租税負擔の軽減を図る等のため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤勞控除、税率等につき改正を行う必要があると考え、目下検討中であります。これが改正案は、近く成案を得て國會に提案したい方針でありますので、本年に限り、所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期に關する特例を設け、所得税法の改正案が國會で可決された後、改正規定に従つて四月豫定

申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたすことが、負擔の點から見ても、又官民相互の手數から見ても適當であると考えられるのであります。従ひまして、本年に限り、所得税の四月豫定申告書は、本年五月一日の現況により、これを記載し、五月一日から同月三十一日まで提出することとし、又所得税の第一期の納期も五月一日から同月三十一日までとして、それぞれ一ヶ月繰り延べることとしたのであります。

何卒御審議の上速かに御賛成ありますよう、切望して止まない次第であります。

○委員長(黒田英雄君) 本案につきまして御質疑のあり方は御質問願いたいと思ひます。……ちよつと、私からお尋ねいたしますが、この減税案はいつ頃お出しになるというお見込みなんですか。これは四月一杯に國會の議決がないという、更にその期間は御延長になるお考えなんですか。

○政府委員(平田敏一君) 目下歲出の豫算の關係並びに物價の改訂等の問題と關連いたしまして、具體案につきまして検討中でございます。私共として、議會に提案し御協賛を得たいと考えております。で四月に入りまして成るべく早く、現在のところ考えておる次第でございますので、今のところといたしましては、四月中に御協賛を得まして、五月からは實施できまうように運びたいという趣旨で準備を

進めておるような次第でございます。ただ本豫算の關係その他がございまして、是非そうしたいと思つておりますが、今日のところ、まだいつの日までに出すということにつきましては、ここではつきり申し上げることができないような次第であります。

○委員長(黒田英雄君) そうしますと、萬一四月中に國會の議決がない場合には、この期間は更にお延ばしになるというお考えなんですか。

○政府委員(平田敏一君) 今のところは、私共四月中に改正税法の提案をいたしました。御協賛を得るということとを豫定して仕事を進めておるような次第でございます。諸般の事情で遅れるということになりますと、その際に更にどうするかは考え直す必要があるうかと考へる次第でございます。

○西郷吉之助君 今のお話の、來月中旬に提案したいという所得税の改正案のその骨子はどのようなものですか。

○政府委員(平田敏一君) 改正案につきましましては、先程も申し上げましたように、目下検討中でございます。まだ最終的に案の確定を見ておりませんので、具體的に申し上げることは差控えたと思ひます。大體の考え方といひましては、現在の實際の負擔の状況、それから賃金物價等が相當上つて参りました。そのうち賃金等に照しまして、所得税等につきましては相當の軽減を要するものではなからうかというのを考へております。で、できますならば所得税等につきまして、

財政の許す限りの、大幅と申しますか、できる限りの負擔の軽減を圖りたいと思つておるような次第であります。その外、法人税等につきましても、實際の負擔の状況から見まして、或いは外資の導入といったような見地からいたしまして、税率等につきましても若干の引下げを行うべく研究中であります。その他の一般租税につきましても、最近の經濟諸情勢の推移に對應いたしまして、實情に即するような改正が必要にならうかと考へておるような次第でございます。ただ所得税、法人税等につきましても相當の軽減を圖るということになりまして場合に

おきまして、財政の需要と睨み合せて、その財政の財源の一部を、或いは新しい財源で賄うか賄わないかといったような點につきましても目下検討中であります。考え方といひましては、所得税、法人税等につきましても、できる限りの軽減を圖りたいという趣旨で具體案を取纏めて行きたいというように考へておるような次第でございます。

○西川甚五郎君 二十二年度の所得税の更正決定の結果は、現在やましく言われておりますが、實際の負擔能力のある者も相當あるのございまして、ただこの申告制というやつが昨年度おやりなつて果して十分に……皆知つておらなかつた。勤勞所得税の方はその都度取られておりますが、實際に申告してそのまま放つておかれ、最後に更正決定をせられておられ

て直ぐ納めよというので、まあそのために納税の思想も相當惡化しておるという關係もありませんが、この二十三年度の申告のやり方でありまして、私等の考えとしてはもう少し深切に、その場になつて皆に慍てさすといううなことのないよう、例えこの第一回の四月に申告いたしました後に、第一回のときに直ぐに更正をせられて、そして本當に皆が満足して納めるような方法をやるのかどうかという、本當に皆が満足してやれるような方法をお探り頂かねば、まず……これは納税思想が悪くなりまして、なにかこれについて今年度はお考えがあるのですか。ちよつとその點をお伺いしたいと思ひますが……

○政府委員(平田敏一君) 只今御指摘の通り、昨年度におきましては實は申告納税制度を最初に施行しました關係もありまして、納税者の各位におかれましてはよく御存じなかつた點がございまして、それから役所側におきましては、最初の申告によりましては納税成績は非常に悪く、豫定の一割五分にも達しない、こういう状況に推移して参つたのでございます。そうなりますと非常に大きな歳入缺陥を生ずる恐れがございまして、止むを得ず確定申告につきましては相當な宣傳をいたしまして同時に、その不足額につきましては更正決定を行ひまして、納税の促進を圖つておるような次第でございます。

す。その結果御指摘の通り、政府とい
たしまでも非常に歳入が遅れる。納
税者の方から考えましても非常に一時
に負擔をして、負擔し難い點がある
というので、お互いに面白くない點が多
いというところは御指摘の通りでござい
まして、この點につきましては本年度
といしましては、これも只今お話の
通り、申告につきましてはできるだけの
懇切丁寧な宣傳及び指導をいたしまし
て、でき得る限り申告によつて納税の
きましましては、これも御指摘の通り、で
きますことならば豫定申告につきまし
て或る程度の更正決定をいたしまし
て、それで或る程度の納税額を済ませ
て頂きまして、翌年の一月になつて、
その不足を確定申告で補い、更にその
足りない分は更正決定によつて補つて
歳入を確保し、納税額を果して頂くこ
うように今年度としましてはどうし
ても持つて行きたいと思つておるよう
な次第でございます。

○西川基五郎君 そういたしますと、
只今仰しやつた通りに、第一回の申告
の後の確定申告でありますが、それで
更正される覺悟があるのですか。

○政府委員(平田敏一郎君) そういう
ことで取計らつて参りたいと考えてお
る次第でございます。

○西郷吉之助君 この法案は手続とい
うか、簡單なようですから、これに直
接關係がないのですが、當局に伺つて
みたいと思ふのは、料理店の税金の問
題ですが、今御承知の通り禁止中なん
ですが、それに相當の税金をかけてお
るといふことを聞くのです。そうす
ると課税する方では禁止はしたが、當
然やつておる。裏口營業をやつておる

という假定の下に課税されるのだろう
と思ひますが、特に課税の根據とい
うのは、禁止前のその税金の何割と
か、そういうものをお課けになるの
か、その根據というものはどういふも
のですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 所得税は
御承知のように、苟くも所得があれば
課税するという建前に相成つておるの
でございまして、そこに一定の行爲が
行われまして、それによつて或る人が
現實に収入があるという場合におきま
しては、その現實の収入から必要な経
費を差引まして、所得として課税す
る。これが所得税の建前に相成つてお
るのでございまして、いま御指摘の營業
につきましては、表面上禁止されてお
りますが、實際問題として、現實に
収入があるということが税務官廳に
分りました場合におきましては、それ
に對しまして應分の負擔をかけるとい
うことは、寧ろ負擔の均衡を圖る所以
じやなかるうかと考える次第でござい
まして、その點から考えますと、當然
なことと考えておる次第でございま
す。ただばつきり聞だといふことが分
りまして、それ、不當利得が沒收さ
れるなり、或いは罰金刑として罰金を
課せられるなり、そういうことに確定
をいたします場合におきましては、
その課税された所得額も沒收によつて
なくなるといふような場合におきまし
ては、これは當然決定を修正いたしま
して、實際の収入だけに課税するとい
うことに相成る建前にいたしておるよ
うな次第でございまして。

○西郷吉之助君 いまの御説明だと、
そうすると、實際の収入がある者はと
いふのは、その營業をやつてるといふ

ことを確定して言われるのか。又は本
當に眞面目に營業をやつていない者
は、それはそうすると、本當に税金を
拂ふ必要がないと思ひます。

○政府委員(平田敏一郎君) その行爲
自體が違法であるかどうかにつきまし
ては、これは又それ、その筋で調べ
適當な措置をやらうかと思ひますが、
税務といたしましては、現實に収入が
あるかないかといふことが本位でござ
いますので、その點を調べて、収入
があるかないかによつて課税をす
る。それから實際問題として、いまし
て、昨年六月以前に現實に營業をし
ていたと、こういう事實もあつたのであ
りまして、そういうようなことと關連
いたしまして、實収入に對して所得税
は課税する、こういう建前にいたし
ておるような次第であります。

○委員(黒田英雄君) 他に御質疑は
ございませぬですか、御質疑がなけれ
ばこれより討論に入りたいと思ひま
す。御異議ございませぬか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ない
と認めます。これより討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らかに
してお述べを願ひたいと思ひます。別
に御發言もなければ、ないようであ
りますから直ちに採決に入りたいと思
ひますが、御異議ございませぬか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ない
と認めます。それでこれはこれより採決に入
ります。昭和二十三年の所得税の四
月豫定申告書の提出及び第一期の納期
の特例に關する法律案、この法案に
つきまして採決をいたします。本案
を可とせられるお方の御手を願ひま
す。

○委員(黒田英雄君) 御異議ない
と認めます。それでこれはこれより採決に入
ります。昭和二十三年の所得税の四
月豫定申告書の提出及び第一期の納期
の特例に關する法律案、この法案に
つきまして採決をいたします。本案
を可とせられるお方の御手を願ひま
す。

併しこの法律案については迅速なる
實施を望むと同時に、非常に不明の
點、又我々の立場から見て心配すべき
點がありまので、若干の質問を試み
たいと思ひます。

先ず第一に、この法律の大眼目であ
る證券民主化について、證券業者とい
う者が免許制を設けて、そうして要件
充足主義、要件充足主義を以て證券
業者になれるという登録制になつた
のは、誠に結構であります。併し免
許制の前では、私の知るところでは凡
そ二千五百程の業者がありました。免
許制になつて六百程に減つたのであり
ますが、今度又要件充足主義で、自由
に證券業者になれるということになり
ますと、雨後の筍のように證券業者が
澤山出て参ります。この多くの證
券業者が中央、又は大都市では心配は
ありませんが、小都市におきまして、
有價證券の看板を掛けて、さうして
有價證券に無智な大衆に接する。その
點非常な間違ひが起りはしないか。
で、この濫立する有價證券業者をどう
して取締られるかという點が一つであ
ります。

それからそれに關連しまして、この
取引員という者は、取引所の定款によ
つて嚴重な資格を具備した者に限られ
る。この法律の中にも書いてあります
が、資本額についてその最低額の定
めがある。併し證券業者の方は資本金
については何等拘束していない。こう
いうことではまず、善良な投資家に
不利の損害を與える愛がある。この濫
立する業者を取締ることと、さうして
資本金についての制限がないというよ
うな點について心配を持つて者であり
ますが、その點一つ御説明を願ひたい。

るといふことを聞くのです。それすると課税する方では禁止はしたが、當然やつておる。裏口營業をやつておる

○西郷言は、財源の乏しいの故に、明たにそうすると、實際の収入がある者はといふのは、その營業をやつてるといふ

の特例に關する法律案」この法案につきまして採決をいたします。本案を可とせられるお方の御舉手を願ひま

を期待しまして、私はこの案の非常に速かに實施されることを望む者であります。

すが、その點一つ御説明を願いたい。

○委員長(黒田英雄君) 御質問によりましては、政府委員でありませんが、大蔵省理財局の岡村君が見えておられます、立案にずつと長く携わつておつた方であるのでありますが、御質問によつては説明員として説明をされたいという希望がございますが、説明員として説明することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○西川甚五郎君　この問題は重大ですが、大臣なんかは出て頂けないのでしょうか。

○波多野鼎君 總論的な質問には大臣
がいて貰った方がいいと思いますが、
各條的な質問のときには必要ないと思
います。

○委員長（黒田英雄君） 大臣の方は一
つ要求しておきます。

○政府委員(阪田純雄君) 只今の御質問の、免許制度を廢止いたしましたて、登録制度に改正いたしましたことによつて、且その登録制度が、いわば要件充足主義であります結果、證券業者の濫立を招来し、特に大都市はともかく、地方においてはいろいろな弊害が生ずるのではないか。この點に關しましては、當局といたしてもいろいろの方策をとりたいと考えておりますが、法制上、改正の法案自體におきましては、證券業者の最低資本額をこれを定めないことにいたしました。が、別の觀點から證券業者の活動に制約が附されておるのであります。たとえば最低資本額は定めませんが、純資本額と負債總額との關連において、純資本額が一であつた場合、負債總額

は二十を超えてはならない。こういうような、純資本と負債との關係において、商賣上の制約をすることになつてゐる次第であります。又實際の商いの關係においても、この改正法案においては、證券業者は客に與へる信用の問題、逆な言ひ方をすれば、いわゆる委託證據金の問題につきまして、少くとも實質證據金、委託證據金というものを四割五分以上貰わなくてはいけないという規定もある次第であります。尙監督の問題につきましては從來も監督はいたしておつたのでありますが、本法に特に規定を設けましてできまする證券取引委員會において直接いたしますのみならず、財務局その他をして監督せしむるという制度をとることに相成つてゐるわけでありませう。最近證券民主化の進行するにつれまして、地方でも新たな有價證券業者の進出がありますので、現行の有價證券取締法に基きます許可の申請が現實に相當出てまいつておるのであります。これを見ますと、地方におきましてはいわば相當信用のありますその地方にあります一流の人が證券業に相當進出されております趣きが見えますので、御懸念のような點もあると存じますが、差當りの現實の問題といたしましては非常に結構な傾向である。こういうふうな考えておる次第であります。

○松嶋喜作君 次に第六十五條の但書に、この間の政府委員の御説明では、信託會社も含むような御説明でありましたが、この本文では「銀行が……」と書いてあつて、信託が抜かれてあります。が、この但書の適用というのは信託會社にないのですか、あるのですか。信託會社との關係を伺いたい。

○政府委員(阪田純雄君) 六十五條の趣旨は、從來銀行、信託會社、その他の金融機關が有價證券の募集、引受等をやつておりましたのを、この規定において銀行、信託會社等の金融機關は有價證券業者を兼營できない、こういう建前にした規定であります。本規定の趣旨は勿論、金融機關と有價證券業者と兩々相俟ちまして、金融市場、證券市場の圓滑なる運営を招來することとに相成るのであります。が、金融機關には金融機關本來の目的があり、證券業者には證券業者本來の目的があり、本來のいわば本質的な機能を發揮すると同時に、その各々職能の分離をする

ことがいわれる經濟の民主化に重要な關係がある。こういふような趣旨に基きまして、銀行、信託會社等の金融機關は有價證券業の兼營はできないこ

とに相成つたわけであります。但しこの條文にあるように、投資の目的を以

て有價證券の賣買をする場合はその限りではないのでありまして、且つ銀行が顧客の書面による注文を受けて、その計算において有價證券の賣買をすることも、これによつて支障はないわけでありますが、信託會社についてはこれが抜けておるような恰好に相成つておるのであります。信託會社については客との信託契約によつて證券を賣買する、こういうことは差支ないことになつております。實際問題としてはこの信託會社をここに入れない場合においても、大きなその面の不便は生じないではなからうか、かように考へておる次第であります。

○松嶋壽作君　そうすると、當然そのお客から投資の依頼を受けて信託會社が株の賣買をやるということではでき

る、かように解してよろしうございますか。

○説明員(岡村峻君) この借書は只今も御説明がありましたように、銀行の註みにつきまして、顧客の書面による注文を受けて顧客の計算において有価證券の売買ができるということにいたしましたおりまして、信託會社につきましてはこの業務を排除いたしております

その理由は、銀行は當座預

非常に短期制の預金を扱っております

す有價證券を買つて貰いたいというよ
うな場合におきまして、銀行のサービ
スと申しますか、そういう意味におい

て、その程度の業務を扱うことはしようがないという趣旨の下に、銀行にはこの業務を認めたのでございますが、信託會社につきましては、信託會社は

本來財産の管理といたしま
すのが業務でありまして、従つてこの

ここにございますような業務を認めません場合におきましても、例えば金銭信託以外の金銭の信託という仕事がございしますが、御承知のように例えば或るお客が一萬圓信託會社に持つて参りまして、そうしてその一萬圓の範圍内で特定の銘柄の有價證券を買つて貰いたいと、こういう註文を出す場合におきましても、信託會社の選擇する何れかの銘柄の有價證券を買つて貰いたいと、こういう註文を出した場合においても、信託契約の履行といたしまして、信託會社が有價證券を買ひまして、そしてこれを保管しておくなり、或は委託者の指圖によりましてこれを委託者に返すというふうなことも實際できるわけであります。詰り信託會社には直接的に顧客の註文による有

但證券の賣買といふことを認めておりませんが、信託契約そのものの効果として同じような仕事が十分なし得ると、こういう結果に相成りますので、この條文におきましては、飽くまでも理論的な立場から銀行、信託會社、或は證券業者のおの／＼の職能を分離いたしまして、かような表現になつた次第であります。

委員長(黒田英雄君) 大臣は

僚懇談會に出席中で、午前中は出席で
きないということでありますから、又

大臣の質問は次のときにお願ひします。

○松嶋喜作君　そうしますと、銀行と

特に書かれたのは、證券者は大體の營業上の定款においてそういうことができる、株の賣買ができる、併し銀行の方は定款において株の賣買というよ

うなものが、特に定款がないが故にここに銀行と書き、又信託の方

はそういうことが本来の營業の定款においてやるからここに書いたという意味でございますが、特に銀行をお客きになつて信託を省略されたということがどういうことか、根本的の考え方はつきりしないのですが……。

○説明員(岡村峻君) これは別に現行の定款にこういうことが書かれておらない、或いは信託業法によつて信託業者には有價證券の代理事務というものを認められておるといふことは直接的に關係はございません。先程も申し上げましたように、銀行は短期制の當座預金というものを扱つておりますに對しまして、信託會社はそういうものを扱つておりません。その關係で銀行は當座預金などによつて有價證券を取得して貰いたい、こういう註文がありま

した場合に、サービスとして、その程度の仕事をするとは差支えないという事を表現したものでございまして、信託會社は信託契約の効果として、それとほぼ實質的に同じ仕事が行なわれるものと思われ、その点で、信託業は財産の管理を中心にしてやるという考え方を貫いて、こういう表現を用いたという次第でござい

○星一君 證券の民主化ということでは、一體民主化ということとはなかなかむづかしいので、普通使つてありますが、本法律において民主化ということとは設立の免許制度を廢して、登録制度にしたということ、それから設立地域制度を廢したということ、それから資本を決定しないでいいということ、それが民主化で、そう考へてやうござい

とを考へてやうございまして、それが民主化であつて、本法の目的は國民經濟の適切な運営と有價證券の流通を圓滿にさせる。そして投資者を保護することとするのだといふこと、そうするとどうしても私は日本の國のこの銀行制度から考へて、たつた七十か、六十か、私は日本はたつた七十しか銀行はないのだから、支店だといふこと、こういう支店、こういうことは、いわゆる獨占禁止法、あの方から言つても私は間違つてゐる。いわゆる資本主義といふか、その場合と思ひます。それでアメリカは今の一萬五千も二萬も銀行があるのだ。これを人口率で考へてごらんない。そこにアメリカの民主化があるといふ。そこにアメリカの民主化の銀行は御承知の如く支店を持つことができない、國內においてです、ただ外國には支店を持つことができる

が、一切國內において支店を持つことができない。併し準備銀行のために少し支店を持つたものがあります。合併の結果、……併し原則としては支店を許さんからというところに、私は民主化のおもしろい所があると思ふ。そこで、それからこの日本の缺點を補つて行く、そしてこの國民經濟の適切な運営をして行く上から言つても、私は少なくとも證券取引所は、三百くらいは必要だと思ふのだ。そして地方で發行する株券でも、社債でもだね、これを圓滿に流通させることがいいと思ひます。政府は一體三百くらいな證券取引所を作るに何か故障があるか、善い悪いかと、その意見を聞きたいと思ひます。

○政府委員(飯田純雄君) 只今御質問の證券の民主化ということにつきましては、これを平たく一言にして言ひますならば、有價證券が一般財團の手に集中することではなく、廣く國民大衆に有價證券を持つて頂く、こういうことに相成ると思つております。それから關連いたしまして、この證券取引法改正法律案は、これを扱ひます業者、或いはこれを集團的に買ひたいし、まする市場等につきまして規定いたしておりますと同時に、有價證券の發行及び募集をなす場合におきましては、その判斷資料を必ず出さる、こういうやうなことにいたしますと共に、有價證券の買ひに從事いたします有價證券業者に對しまして、いろいろな取締規定を設けまして、要するに國民大衆が有價證券を安心して、且つ自己の判斷を正常に加へまして持ち得るやうな制度になつておる次第であります。そういう意味におきまし

て、いわゆる證券の民主化に役立ち得る、こう考へる次第であります。取引所を全國に三百内外増えたらいいではないか、こういうお話でございします。が、本法律案によりまして、取引所の設立につきまして、これ又從來の免許制度を廢止し、且つ地區制度を廢止いたしまして、登録制度になつたのであります。が、取引所の成立いたしますためには、やはり一番元といたしましてはそこに取引されるものの有價證券といふものが相當なくては、取引所があるから有價證券の取引があるのではなくて、有價證券が多くなつて、取引所がそれによつて、取引所を必要とする、有價證券の公正な價格を形成いたしますために、これを扱ひます有價證券業者が相集まつて取引所を構へる、こういうことに相成りますので、その數等につきましては、申し上げましたやうな經濟事情、更に具體的に申し上げますならば、その地方におきまして有價證券の所在、流通、これを扱ひます有價證券業者、こういうたやうな觀念におきまして、でき得べきところに必然的にできるべき筋合であり、その數を現在幾つに考へるか、こういうことは御即答申し上げるのとは、少し問題と存じます。現在におきましては全國に約五百五十の有價證券業者がございします、東京につきましては、或いは大阪につきましては、つまり都會地におきましては、相當數の有價證券業者があるものであります。が、比較的田舎になりますと、有價證券業者の数が縣によりましては一つ、二つ、三つ、四つ、五つ、六つ、七つ、八つ、九つ、十つ、と、直ちに取引所

ができれば、こういうことは直ぐは考へられない、こういうふうに考へます。○星一君 すでにそこにある取引所があつて成立し、それを維持して行くだけの豊富な證券がなければならぬ、このことは、これは間違つたことだと思ふ。この證券取引所の設置によつて、そこに大きな證券を製造する、作るといふ働きをしなかつたら、決してそういう民主化だなどという事はできません。それでそれから……少くなくてもやつたらいいんだ。その證券取引所ができて、そこに證券が新たにできて来るので、そして社債券を何とか盛んにそこで賣れて来ることになつて、或いは公正なる價格に對しまして、或いは公正なる價格に對しまして十分なる寄與をする、それが又證券民主化の役に立つ、こういうことに相成ります。その取引所が悪いことをすること、それを考へる、それが民主化を妨げる虞れがあるといふことをいひますが、アメリカあたりではそんなことをいう人は一人もありません。皆自己で判斷する能力を持つてゐると思ふ。又持たせることとあります。だからこの證券取引所はそこでやつて、證券の内容をはつきりさせることにこれできたりします。そして誤まつて損をしたなどということは、アメリカからいへば損をしたことは教育費だ、自分の教育費だからと思ふやうで、そういうものは放つて置きます。それがいわゆる民主化だと思ひます。いつまでも取引所が人に損をかけるやうなことはない、ということ、これはありません。だからそう

いうことはもう民衆の判斷で、そんなことは心配せずに、私は今の證券業者が五百あるといつたら、私はもう三百くらいは少なくも作るべきが當然である、私は信じますがね。どうもその點は私は大臣からも聽いて見たいと思ひますがね。それでなかつたら取引所の民主化などいふことをいふことは、できないと思ふんだが、どうですか、この點……○政府委員(飯田純雄君) 本改正法律案におきましては、取引所というものは政府が固より作るものではありませんが、有價證券業者が會員になりまして、會員組織でできるものであります。従ひまして必要のところに有價證券業者が相寄りまして會員組織の取引所を作る。お説のやうに取引所ができますれば、有價證券の流通に對しまして、或いは公正なる價格に對しまして十分なる寄與をする、それが又證券民主化の役に立つ、こういうことに相成ります。その取引所が悪いことをすること、それを考へる、それが民主化を妨げる虞れがあるといふことをいひますが、アメリカあたりではそんなことをいう人は一人もありません。皆自己で判斷する能力を持つてゐると思ふ。又持たせることとあります。だからこの證券取引所はそこでやつて、證券の内容をはつきりさせることにこれできたりします。そして誤まつて損をしたなどということは、アメリカからいへば損をしたことは教育費だ、自分の教育費だからと思ふやうで、そういうものは放つて置きます。それがいわゆる民主化だと思ひます。いつまでも取引所が人に損をかけるやうなことはない、ということ、これはありません。だからそう

○松嶋喜作君 法律の第十七條において「有價證券を取得させた者」といふのは何を指しになるのですか、伺いたのであります。第十七條の二行目の「有價證券を取得させた者」とは誰を指

たがでない、國內においてです、ただ外國には支店を持つことができる

ち得るような制度になつておる次第であります。そういう意味におきまし

に損をかけるようなことになつておること

はできつてはありませぬ。だからそう

「有價證券を取得させた職」とは誰を指

すのかといふことを伺いたいです。

これは非常に有價證券を取得させた者は損害賠償の責任を負ふという條文で、非常に重大な責任を負ふことであるが、この有價證券を取得させた者といふのは、これは發行者であるか、或いは引受けをする證券業者であるか、兩者であるか、その邊が伺いた

○説明員(岡村政君) 第十七條におきまして、有價證券を取得させた者といふものについては、別段限定がございせん。従つて十七條に書いてありますような違法の目論見書を使いまして、その目論見書によりまして相手方を勧誘いたしまして、有價證券を取得させた場合にはおきましては、この十七條に規定いたします損害賠償の責任に任じなければならぬ、かういふことになりませう。

○松嶋喜作君 併し實際問題としては大きな會社の増資とか、或いは新設とか、株を公募する場合においては、當事者といふものは先ず第一にその發行する依頼者であり、それを引受ける有價證券業者である。この二つが大きなものであると思ひます。そこでこの虚偽の目論見書を作るとかいうようなことについては、或いは會社の調査部長もあり、或いは係員もあるのですが、大眼目としてどこに重點を置くかといふことと、見當がつかぬのじやないかと

思ひますが、どうでしょうか。

○説明員(岡村政君) 目論見書作製並びに記載事項につきましては、十三條に規定がございまして、募集又は賣出をいたします際には、發行者は必ず目論見書を作らなければいけません。こ

いうことに第一項で規定されております。それから同じ十三條の第二項におきまして、その目論見書に記載いたします事項は、第四條、第五條あたりの規定によりまして、届出られし有價證券の募集、又は賣出の届出書、この中に記載されております事項と一

緒の内容を有しますものを使わなければいけない、かういふ限定に相成つております。尤もこの十三條の第三項及び第四項におきまして、目論見書の記載事項を或いは追加し、或いは省略することができるといふことを、別途この委員會議決で決めることになつておりますので、アメリカの目論見書などにおきましては、御承知のように非常に活潑な目論見書を發行いたしておりますが、我が國の現状をいたしましては、募集又は賣出の届出書に書か

ましたことを全部網羅して、目論見書の中において繰返すということになりますと、非常に複雑なものになりますので、その邊は委員會議決の定めるところによりまして適當に省略したものを使わすといふふうな仕組みを考へてい

るわけでありませう。

○波多野鼎君 七十一頁ですが、有價證券市場における賣買取引という節ですが、この市場での賣買取引の方法、第百八條に書いてございませうが、賣買取引の種類及び期限、これは立案者の方ではどういふ種類の賣買取引をやらせるといふ御趣旨なんですか。

○政府委員(阪田純雄君) 取引所における賣買取引の態様等につきましては、これは取引所が設立される場合に

取引委員會をいたしましては、業務規定等につきまして、公衆の利益を保護いたしますため、適當な變更を認め

る建前になつておる次第であります。取引の態様は自身につきましては、かういふ建前になつておりますので、今後本法によりまして成立いたします有價證券取引委員會によつて決められる、かういふことに相成る次第であります。ただかういふことには相成つておりますが、當局といたしましては、その際におきまして、御承知のよう

なインフレ化の狀態にありませうので、いわゆる證券の取引が不健全に流れませうように、できる限り貨物を基調にいたしました取引のみで頂きますことが必要ではなからうかと、かういふ考へ方を持つておる次第であります。

○波多野鼎君 それでは清算取引の方式は認めない方針なんですか。

○政府委員(阪田純雄君) それらの點につきましては、結局は、本法律によりまして成立します有價證券取引委員會におきまして決定的に決められる、かういつたような恰好になりますので、ただ現在といたしましては只今申

上げましたように、いわゆる證券の民主化が推進いたしますように、一般の大衆が健全な投資をいたしますように、従つていわゆる適當な機械に相成りませうような工合の取引の方法、かういふことになつておる次第であります。かういふふうに考へておる次第であります。が、従いましてそれがどういふよう

な具體的の態様に相成るか、かういふことにつきましては、やはり證券取引委員會におきましてそのことが決まつて参る。現在におきましては、かういふふうに申上げるよりいたし方がない、かう考へておる次第であります。

○波多野鼎君 證券取引委員會というのは大藏大臣の指揮監督を受けるので

すか。

○政府委員(阪田純雄君) 證券取引委員會につきましては、從來の法律におきましては、一つのいわば調査機關的なものでありましたが、本改正法律案におきましては、一つの行政官廳になり

まして、大藏大臣の所轄には屬します。が、或る程度獨立的に法律を施行するに必要なる行政處分或いは證券取引委員會規則を制定するということに相成つておるわけですね。

○波多野鼎君 それでは少しおかしいのですが、大體この法律を作る場合に、今の賣買取引の種類については相當はつきりした考へ方を大藏省が持つておつて作るべきだと思ふのです。特に問題となるのは清算取引の問題だと思ふのですが、現在許されておるかどうか知りませんが、賣買取引の名の下に清算取引が實行されておるの

です。日本の株式の取引の態様としましては、清算取引といふものは、長い間慣行的に行われて來たやつですが、これを急に禁止してしまつても、賣買取引の名の下にそれをやつておるのです。ですからその點などについて十分考へて法律を作らないと却つて工合が悪いのですが、かういふ點について大藏省ではどういふ考へを以ておるかといふことを聞きたいわけですね。

○政府委員(阪田純雄君) 現在清算取引のようなものが行われておるじやないか、かういふ點につきましては、實

は先般御承知のよう、いわば株式波瀾があつて、當局におきましては相當

数の店を調査したのであります。が、お話のような點が見受けられたのであります。ただ現在におきましては、許されておりますものは貨物の取引でありまして、その點に關しましては證券業者等を通じて業者に十分な通牒をいたしますと共に、いわゆる清算取引に走りませうように十分な警戒をしておるわけでありませう。先般のいわゆる株式ブームが發生するまでの間におきましては、その嫌いが多分にあつたのであります。が、あの後におきましては有價證券業者自身も相當自衛をしまして、清算取引に互つたといつたやうなものは、少くとも非常に僅少になつた、かういふふうに考へておるのであります。尙持に通牒を發しまして、清算取引になつた、かういふやうな差

金賣買をやるといふやうな場合におきましては、現行の有價證券業取締法によりまして、嚴重な處罰をする、かういふやうなことを云つておる、現實に現在におきましては官吏を派遣いたしまして、検査をしておる次第であります。將來の取引の態様につきましては、これは只今申し上げましたやうな次第でありまして、現在のインフレ下におきまして、現在のインフレ下には、やはり貨物を基調にした物の考へ方を

して行くべきである。その場合におきましては具體的に貨物だけではありません。現在の貨物におきましては、業者間の賣買については少くとも翌日受渡、かういふふうに相成つておるわけでありませう。そういたしますと、そこに日本の現在におきましますやうに、いわゆる貨物制度、その他が十分でありませんとおるは、例えば大阪から東京に株を持つて参る。その交通機關も

十分でないといったような關係から、非常な不便を業者の方が感じておられる。こういうようなことにもなるわけであります。御承知のようにアメリカにおきましてはレギニエア・ウエーといったような制度が行われておるわけであります。それらの問題をどういふふうにかえておるかという問題につきましては、大蔵當局といたしましても今後の經濟事態と相俟ちまして十分研究して参り、證券取引委員会において決定されます場合は、十分なる研究の成果をそれに取入れて貰いたい。こういうふうにかえておる次第であります。

○波多野君 今、政府委員の説明を聞いておりますと、清算取引というものは初めから過當投機になるといふ前提の下で、議論になるように聞いております。この點につきましては意見の相違というふうに云つてしまわれるかも知れませんが、私は清算取引そのものが必ずしも過當投機になるとは限らんと思ひます。第一條に云つておる取引の公正、或いは有價證券の流通の圓滑という目的を達する上において、清算取引という方法が有効な役割をするといふふうに私は思つております。そういう見地から今のような質問をしたわけなんです。この點については尙後で大蔵省の責任のある答辯を願ひたいと思つております。今日はこれで留保して置きます。

○委員長(黒田英雄君) それでは本日は、この程度にいたしまして散會いたしますことにいたします。

午後零時七分散會

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君

理事 森下 政一君
委員 下條 恭兵君
波多野 鼎君
玉屋 寧寧君
西川基五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
木内 四郎君
深川タマエ君
星 一君
石川 準吉君
小林米三郎君
西郷吉之助君
高橋龍太郎君

政府委員

大藏事務官 (主税局長) 平田敬一郎君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

(證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

大藏事務官 (證券局長) 阪田 純雄君

に改正する。

第三條及び第四條第一項中「七百億圓」を「九百億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

三月二十六日本委員会に左の事件を付託された。尙豫備審査のための付託は三月二十三日)

一、昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案(第十六號)同日豫備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、復興金融庫法の一部を改正する法律案(豫第二十二號)

復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法の一部を次のよう